

# 令和 3(2021)年度 犬山国際交流協会通常総会



2021.3.7 開催  
犬山ハイキング事業 成田山にて

日時：令和3年5月15日（土）午前10時～

場所：犬山市民交流センター「フロイデ」201 会議室

犬 山 国 際 交 流 協 会

INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION

## 令和3(2021)年度 犬山国際交流協会 通常総会次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 総会成立宣言
5. 議長選出
6. 議事録署名人選出
7. 議事
  - (1) 議案第1号 令和2(2020)年度 犬山国際交流協会 事業報告(案)について
  - (2) 議案第2号 令和2(2020)年度 犬山国際交流協会 収支決算(案)について
  - (3) 議案第3号 令和3(2021)年度 犬山国際交流協会 役員を選任(案)について
  - (4) 議案第4号 令和3(2021)年度 犬山国際交流協会 事業計画(案)について
  - (5) 議案第5号 令和3(2021)年度 犬山国際交流協会 予算(案)について
8. その他
9. 閉会

議案第1号

令和2(2020)年度 犬山国際交流協会 事業報告(案)

(1) 会議事業

事業名	開催	内 容
通常総会	1回	6月27日/事業報告案 収支決算案 役員選任 事業計画案 予算案 会則の一部改正 等の審議
理事会	5回	協会運営・経営内容 事業内容 実施計画 等の審議
運営委員会	0回	

(2) 受託事業

国際交流推進事業

事業名	事業内容
日本語教室開催 事業	<p>* 犬山市及び周辺に在住する外国人が、日本語で会話することができるように、日本語を学ぶ教室を継続して開催。教室運営はボランティアグループ 犬山日本語教室による。レベルや目的に応じたクラス分けにて開催。</p> <p>開催日時：毎週日曜日 午前10時～11時45分 ※コロナのため短縮期間あり(7/19～9/27)</p> <p>開催日数：全34回 ※コロナのため7/19より開始</p> <p>クラス数：5クラス(会話中心クラスを新設)</p> <p>参加人数：78人(延べ 532人参加)</p> <p>開催場所：犬山市民交流センター(以下、フロイデと称する)会議室 ボランティア数：15人</p> <p>広報：ホームページ、Facebook(毎週案内)、チラシ配布(※) (※7言語/ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語)</p> <p>参加者国籍：ベトナム、フィリピン、インドネシア、中国、台湾、ペルー</p> <p>参加者在留資格：技能実習、専門的・技術的分野、日本人の配偶者、永住者など</p>
国際交流員企画 事業実施業務	<p>* 犬山市国際交流員(地域協働課/カタリナ・カウフマン氏)による企画のもとに、ドイツ語講座、ドイツの部屋、子ども未来園訪問等に関する業務の実施</p> <p>・国際交流員によるドイツ語講座 初級コース(毎週金曜日)</p> <p>第1回 6月19日～8月21日 全8回 ※コロナのため中止 第2回 9月4日～11月27日 全10回 場所：フロイデ会議室 参加者：12人</p> <p>第3回 1月8日～3月5日 全10回 ※コロナのため6回中止 場所：フロイデ会議室 参加者：11人</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流員によるドイツ語講座 中級コース <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回 7月7日～8月4日（毎週水曜日）全5回 ※コロナのため中止</li> <li>第2回 9月8日～10月6日（毎週火曜日）全5回</li> <li>場所：フロイデ会議室 参加者：12人</li> <li>第3回 2月24日～3月23日（毎週火曜日）全5回 ※コロナのため中止</li> </ul> </li> <li>・国際交流員によるドイツの部屋 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回 4月25日（土） ※コロナのため中止</li> <li>第2回 6月21日（日） ※コロナのため中止</li> <li>第3回 10月24日（土）「秋の飾り作り」</li> <li>場所：フロイデ会議室 参加者7人</li> <li>第4回 11月7日（土）「ランタン作り」</li> <li>場所：フロイデ会議室 参加者9人</li> </ul> </li> </ul>
<p>多文化共生推進員企画事業実施業務</p>	<p>*多文化共生推進員（地域協働課）（大島ヴィルジニア・ユミ氏）による企画をもとに、関わる実施業務を行った</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母語で子どもの教育サポート事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>開催期間：11月21日～2月14日（全11回）</li> <li>※2/14は成果発表会、教育相談会</li> <li>場所：犬山市役所</li> <li>内容：母語教室（ポルトガル語）</li> <li>講師：赤木ロルデス・美津江 アシスタント：加藤エジナ</li> <li>参加者数：15人</li> <li>内容：教育相談会</li> <li>講師：清長摩知子（NPO 法人アジャスト）</li> <li>長谷川誠（教育委員会）</li> <li>参加者数：17人（ブラジル15人、フィリピン2人、ポリビア1人、中国1人）</li> <li>広報：市広報、ホームページ、Facebook、チラシ配布</li> <li>（7言語/ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語）</li> </ul> </li> </ul>
<p>海外受入事業</p>	<p>令和2年度は未実施</p>

(3) 自主事業

① 補助支援事業

<p>目的</p>	<p>地域住民の国際交流活動の活性化を図るため、犬山国際交流振興助成金の支援</p>
<p>実績</p>	<p>申請者なし</p>

② 語学講座開催事業

対象言語	英語、韓国語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、中国語（6言語）
開催言語	英語、韓国語、ドイツ語、スペイン語、中国語（5言語）
講座開設目的	外国語を学習し、国際交流の基礎力を高める
年間受講者総数	296人（前期：124人 後期：172人）
開講期間	前期：6月14日～9月5日 後期：10月6日～3月30日
講座回数	前期：10回（中国語は6回）※コロナのため短縮回数にて開催 後期：15回（中国語は10回） ※コロナのため英会話4クラスのみ1回分開催できず
クラス	言語習得レベル・要望に合わせ、クラス別にて募集
レベルチェック	クラス選択の参考とするため、希望者に対し開講前に実施（英会話のみ）

語学講座実績

		英 語	韓国語	ドイツ語	スペイン語	ポルトガル語	中国語
前 期	クラス数	6	3	3	1	-	1
	人数	55	30	24	8	-	7
後 期	クラス数	7	5	3	2	-	3
	人数	62	47	28	14	-	21
合 計	人数	117	77	52	22		28

ランゲージカフェ（無料オープン講座）開催実績

4月12日（日）※コロナのため中止	9月6日（日） 21人参加
-------------------	---------------

③ 企業内日本語教室

目的	日本語講師を派遣し、企業内の外国人労働者の日本語習得、レベルアップにより、社内における良好な人間関係、業務の共有化を図る
実績	開催期間：7月1日～3月31日 開催数：66回（基本的に週に2回） 場所：企業内会議室 講師：2人 対象者：4人（国籍/ベトナム） 業種：砕石業

④ 広報事業

目的	協会の事業内容や活動状況を広く一般市民に分かりやすく知らせ、理解を求める
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IIA ホームページ投稿 53件（多言語あり）</li> <li>・ Facebook 投稿 211件（多言語あり）</li> <li>・ LINE 投稿 24件</li> <li>・ 「犬山広報」4月～3月まで 12回掲載 語学講座、国際交流員によるドイツの部屋・ドイツ語講座、ポルトガル語の母語教室、講演会、書き損じハガキ等</li> <li>・ 協会案内配布 1,769件</li> <li>・ IIA ニュース配布 年2回 1,835件</li> </ul>

⑤ 特別事業

事業名	事業内容
(1) 講演会	<p>* 講師をお招きし、国際交流、国際理解、多文化共生推進につながる内容で、パネルディスカッションも交えて開催。</p> <p>開催日：12月6日（日）</p> <p>講師：ユカ・ハマテ（愛知県国際交流員） 国籍：アメリカ カタリナ・カウフマン（犬山市国際交流員） 国籍：ドイツ</p> <p>テーマ：「多文化のおもしろさ」</p> <p>会場：フロイデ 201・202 会議室（※オンライン参加同時開催）</p> <p>参加者数：40人（※内、オンライン参加6人）</p> <p>参加ボランティア数：10人（内、外国籍6人）</p>
(2) 多文化交流 カフェ開催事業	<p>* 外国籍のゲストをお招きし、母国の文化や風土、日本に来て困ったこと、母国と日本との違いなどをパネルディスカッション形式など行った。</p> <p>第1回</p> <p>開催日：8月30日（日）</p> <p>会場：フロイデ会議室 ※オンラインと同時開催</p> <p>招待者：ホアン マイン クオン(ベトナム国籍)</p> <p>参加者：27人（内、外国籍21人）</p> <p>第2回</p> <p>開催日：11月15日（日）</p> <p>会場：フロイデ会議室 ※オンラインと同時開催</p> <p>招待者：ゴ ヴァンタム（ベトナム国籍）、樋口マリタ（フィリピン国籍）</p> <p>参加者：8人（内、外国籍2人）</p> <p>第3回</p> <p>開催日：2月28日（日）*コロナウイルス感染防止のため中止</p>
(3) 多言語情報発信	<p>* 日本語を十分に理解できず困難を抱える外国籍住民に対し、母語による記事を作成、多言語で翻訳し情報発信。コミュニケーション支援を行った。翻訳は、ボランティアグループ、いぬやま多言語 News による。</p> <p>言語：7言語/ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語</p> <p>ボランティア数：23人（ベトナム語4人、タガログ語2人、中国語5人、ポルトガル語4人、スペイン語3人、英語5人）</p> <p>実績：年2回発信</p> <p>第1回目</p> <p>○翻訳会議日/ 10月4日（日）フロイデ会議室にて ※オンラインとの同時会議</p> <p>○配信日/ 10月30日</p> <p>○内容/ 犬山周辺での新型コロナウイルスの影響、一時的な資金の特例貸付の手続きをされたい方へ、日本語を勉強して、できる仕事を増やしましょう、「定住外国人就職支援コース」を受けてみましょう 他</p>

	<p>第2回目  ○翻訳会議日/ 1月31日(日)  ※コロナのため中止し、メール等でのやりとりに変更  ○配信日/ 3月10日  ○内容/ 日本の生活・近所づきあい(あいさつ、騒音、ごみ)、働く外国人が感じていること、愛知県警察ホームページ「Other Language」から生活で気をつけることがわかります 他</p>
(4) ホームビジット	<p>※コロナのため中止  目的：留学生が生活の中で日本文化に触れ、地域のホストファミリーとのつながりを築く中で、犬山市を第二の故郷と感じてもらうことで、将来、地域に貢献する人材の輩出に寄与する。  内容：相互の交流を深める。</p>
(5) 犬山ハイキング事業	<p>* 外国人と日本人と一緒に犬山の名所を訪れ、地域の魅力をともに体験。  第1回 1月17日(日) ※コロナのため中止  第2回 3月7日(日)  コース：フロイデ→成田山→東之宮古墳→フロイデ(3km)  参加人数：21人(内、外国籍11人 ベトナム9人、中国2人)</p>
(6) 各国料理講座	<p>* 外国と、日本の料理講座を開催し、継続的な参加を呼びかけ、相互に料理を通じた文化交流ができる料理講座を開催する。  第1回 12月20日(日) ※コロナのため中止  第2回 1月24日(日) ※コロナのため中止  第3回 2月7日(日) ※コロナのため中止</p>
(7) 書き損じハガキ収集事業	<p>* ダルニー奨学金を通じ、貧困で教育を受けられない子どもたちの進学支援を行った。  実績：書き損じハガキ 1,278枚を切手に交換し寄付  合計金額 50,702円  *タイ中学生1人3年間分の学費に相当  収集場所：犬山市役所及び各出張所、フロイデ  期間：通年(4月1日～3月31日) ※2月末に回収し、寄付。</p>

⑥ 所属ボランティア運営事業

目的	所属ボランティアグループと連携し、組織的な国際交流活動を展開するとともに国際理解と犬山市における多文化共生の推進に役立つ事業活動を推進する。定期的な会議開催や、必要に応じた情報発信、情報共有を行う
実績	<p>1) ボランティア全体会議開催(全3回)  第1回：7月30日(木) フロイデ 6グループ(9名)参加  第2回：12月3日(木) フロイデ 6グループ(10名)参加  第3回：3月 ※コロナのため中止</p>

	2) ボランティア保険の加入： 活動助成：9グループ 3) 活動の広報・受付等 「犬山グッドウィルガイド」支援活動 ・「英会話サロン」（4、9月）犬山広報掲載、申込受付 ・令和2年度減免申請（犬山城・文化資料館・どんでん館）手続き
--	---

⑦ その他

項目	実績
外国人雇用に関するアンケート実施	外国人雇用を行っている地域企業に情報収集を行った。 調査件数 1,747件 回答数 15社
後援名義申請許可書発行	一般社団法人言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ主催 教育講演会「7ヶ国語で話そう」（令和3年7月10日開催）



◇ 所属 ボランティアグループ 主な事業報告

各ボランティアグループの活動内容/実績は以下のとおりで、I I Aの活動に重要な役割を担った

グループ名	活動内容 / 実績
犬山日本語教室 会員数 13 人	<p>*犬山市（近隣）在住の外国人に対する日本語の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月～9月 毎週日曜日 10:00～10:45 実施回数 10回 延べ 148人</li> <li>・10月～3月 毎週日曜日 10:00～11:45 実施回数 24回 延べ 384人 会話中心クラスを新設・試行</li> <li>・12月13日 会話クラスの運営方法についてコーディネーターを招きディスカッション 12人参加</li> </ul> <p>場所： フロイデ</p>
犬山グッドウィルガイド 会員数 30 人	<p>*ガイドは休止</p> <p>*市民向け「国際交流理解」に関する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英会話サロン 10月5日～3月15日（7回）※前期は休止 登録者数 15人 場所：フロイデ</li> </ul> <p>*ICT 利用の情報交換・情報発信やガイド再開に備えた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報交換（ネット利用） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ LINE 女子会：犬山城や観光情報、ガイドの参考になる写真の共有等。（メンバー7人）</li> <li>・ ZOOM 懇談会：ガイド体験（お客様に好評だった説明や逸話）、プライベートで訪問した地の情報等の交換。</li> </ul> </li> <li>○メッセージ配信（ホームページ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人ガイドができない今、いつか素敵な犬山に来てくださいというメッセージを、英語、中国語、韓国語、ドイツ語で発信。</li> </ul> </li> <li>○I GGマスクプロジェクト 活動再開後の、ガイドとお客様が一定の距離を保ちつつ、更に「感染しない・させない」マスクガイドを行う為のマスクを準備。（I GGの名入り抗菌マスク）</li> </ul>
台所からの国際交流 会員数 5 人	コロナのため活動休止
I Kひろば 会員数 10 人	コロナのため活動休止
フロイデ応援団 会員数 17 人	コロナのため活動休止
国際理解・協力 会員数 5 人	*IIA 総会準備サポート 6月27日（土） 場所：フロイデ 看板の取り付け
姉妹都市 Davis 友好交流協会 FOD (Friends of Davis) 会員数 31 人	活動休止
B.ブリッジズ 会員数 200 人	コロナのため活動休止

## 令和2(2020)年度 犬山国際交流協会 収支決算書(案)

収入総額	9,698,619 円
支出総額	9,350,431 円
繰越金	348,188 円

収入の部(R2-1)

(単位:円)

科 目	予算額	収入済額	増 減	内 訳
1. 会費	1,090,000	920,000	△ 170,000	会費 個人 1口 2,000円 × 242 家族 1口 4,000円 × 9 賛助会員(法人等)1口 5,000円 × 80
2. 愛知県国際 交流協会補助金	75,000	13,000	△ 62,000	令和2年度 愛知県国際交流協会 国際交流推進事業費補助金 13,000
3. 補助金	5,043,000	4,846,390	△ 196,610	運営補助金 4,846,390
4. 受託金	1,263,645	762,108	△ 501,537	国際交流推進事業委託業務 762,108
5. 諸収入	2,550,000	2,556,330	6,330	語学講座受講料 2,391,960 企業内日本語教室 149,534 預金利子 26 その他収入 14,810
6. 繰越金	600,791	600,791	0	前年度からの繰越金 600,791
合 計	10,622,436	9,698,619	△ 923,817	

支出の部(R2-2)

(単位:円)

科 目	予算額	支出済額	差額	内 訳
1. 会議費	194,000 10,395	204,395	0	総会 191,235 理事会 13,160 正副会長会議 0 6. 予備費より使用 10,395
2. 受託事業費	1,148,768	698,735	450,033	国際交流推進事業委託業務 698,735 日本語教室開催事業 314,232 多文化共生推進員企画事業実施業務 237,940 国際交流員企画事業実施業務 146,563
3. 自主事業費	3,290,000	2,690,501	599,499	補助支援事業 0 語学講座開催事業 2,385,339 企業内日本語教室 152,155 広報事業 21,385 特別事業 121,596 講演会 26,723 多文化交流カフェ 27,971 多言語情報発信 54,916 犬山ハイキング事業 11,572 各国料理講座 0 書き損じハガキ収集事業 414 所属ボランティア運営事業 10,026
4. 事務費	5,893,000	5,756,800	136,200	人件費 4,947,254 旅費 26,058 需用費 50,586 電気使用量 43,040 その他 電池、テープ等消耗品 7,546 役員費 236,018 電話、ファックス、インターネット料 229,583 電話リース料 その他 振込手数料、切手代等 6,435 備品購入費 5,280 ウイルスバスター費用 5,280 使用料及び賃借料 391,604 事務所賃借料 266,280 コピー機リース料 102,960 コピー料金 20,294 面接部屋使用料等 2,070 負担金 100,000
5. 繰出金	0	0	0	周年記念事業等積立金 0
6. 予備費	96,668 △ 10,395	0	86,273	1. 会議費へ使用 △ 10,395
合 計	10,622,436	9,350,431	1,272,005	

令和2(2020)年度 在住外国人支援基金 収支報告書

令和3年3月31日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	910,772	
貸付金返金	0	貸付人数1人
利息	8	
合計	910,780	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
貸付金	0	生活支援金貸付
合計	0	

(単位:円)

差引き収支	910,780	
-------	---------	--

令和2(2020)年度 犬山国際交流協会周年記念事業等特別積立金 収支報告書

令和3年3月31日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	731,277	
繰入金	0	
利息	6	
合計	731,283	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
	0	
合計	0	

(単位:円)

差引き収支	731,283	
-------	---------	--

## 令和 2(2020)年度犬山国際交流協会会計監査報告

犬山国際交流協会会則第 15 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度犬山国際交流協会収支決算及び関係証拠書類の監査を令和 3 年 5 月 6 日に行った結果、いずれも適正にして正確に処理されていることを認めます。

令和 3 年 5 月 6 日

犬山国際交流協会

監事 堀 場 秀 樹



監事 中 田 哲 夫



令和3年度 犬山国際交流協会 役員（案）

【新理事候補】

任期：令和3年5月16日～令和4年通常総会開催日

氏名	役職
石田 亘	

【現理事】

任期：令和2年6月28日～令和4年通常総会開催日

氏名	役職
奥村 英俊	会長
社本 一三	副会長
金村 久美	副会長
福富 孝弘	
境 正人	
長谷川 真澄	
小川 益子	

【現監事】

任期：令和2年6月28日～令和4年通常総会開催日

氏名
堀場 秀樹
中田 哲夫

議案第4号

令和3年度 犬山市国際交流協会 事業計画 (案)

事業	日程	場所
◇ 会議事業 ・通常総会 ・理事会 ・運営委員会（正副会長会）	5月15日 通年 通年	犬山市民交流センター「フロイデ」（以下、フロイデと称する）
■ 国際交流推進事業委託業務 【受】 (1) 日本語教室開催事業 (2) 多文化共生推進員企画事業実施業務 (3) 国際交流員企画事業実施業務	通年毎週日曜日 調整中 調整中	フロイデ
□ 語学講座開設事業（自） ・前期語学講座 ・後期語学講座	（講座期間） 5月～9月 10月～2月	フロイデ
□ 企業内日本語教室（自）	通年	企業
□ 広報事業（自）	通年	フロイデ
□ 講演会（自）	12月	フロイデ
□ 母語教室（自）	秋	フロイデ
□ 多言語情報発信 （ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語）	9月、2月	フロイデ(翻訳会議) 発信：ホームページ Facebook など
□ 多文化交流カフェ（自）	8月、11月	フロイデ
□ 犬山ハイキング事業（自）	1回	市内
□ ホームビジット	調整中	市内
□ 書き損じハガキ収集事業（自）	通年	フロイデ、市役所、各出張所
□ 所属ボランティア運営事業（自） ・ボランティア会議	7月、11月、3月	フロイデ

※■：受託事業 □：自主事業

令和3（2021）年度 主な事業（案）

<p>① 語学講座 開設言語：英語、韓国語、ドイツ語、スペイン語、中国語（5言語） 講座開設目的：外国語を学習し、国際交流の基礎力を高める 年間受講者総数：300名（前期：150名、後期：150名） 開催期間：（前期）5月7日～9月4日（後期）10月4日～2月13日 開催回数：各期15回（中国語は10回） クラス：言語習得レベル・要望に合わせてクラス別にて募集</p>
---

② 講演会

目的・内容：講師をお招きし、国際交流、国際理解、多文化共生を推進する内容で開催する。

③ 母語教室

目的：母語を学び、家族との絆を深め、自分や親のルーツに誇りを持つことで、将来の地域に貢献する豊かな人材育成に寄与する。

内容：母語教室（ポルトガル語）

④ 多言語情報発信事業

目的：日本語を十分に理解できず、困難を抱える外国籍住民に対し、母語による情報発信で、コミュニケーション支援を行い、地域未来のための多文化共生を推進する。

内容：外国籍住民の暮らしに役立つ情報を取り上げて原稿を作成し、多言語（7言語）で翻訳し、当協会のホームページ、Facebookなどで情報発信をする。また、必要に応じて、紙媒体での発行を行う。

⑤ 多文化交流カフェ

目的：地域に住む外国人と日本人の壁を少しでも取り去り、一人一人が尊重される地域社会を目指す。

内容：外国籍のゲストをお招きし、母国の文化や風土、日本に来て困ったこと、母国と日本との違いなどをパネルディスカッション形式にて行う。参加者からの質問も受け付ける。気軽に双方に自由に話せる場を設ける。

⑥ 犬山ハイキング事業

目的：地域に住む外国人住民が地域の魅力を知る、また新しいコミュニティへの参加により、生活の充実、また新たなコミュニケーションを深める中で、日本語の上達、地域への愛着を持てる機会を創出する。

内容：外国人と日本人と一緒に犬山の名所や、犬山の名産品の生産する現場を訪れ、地域の魅力をともに体験する。

⑦ ホームビジット

目的：留学生が生活の中で日本文化に触れ、地域のホストファミリーとのつながりを築く中で、犬山市を第二の故郷と感じてもらうことで、将来、地域に貢献する人材の輩出に寄与する。

内容：相互の交流を深める。



◇ 所属 ボランティアグループ 主な予定事業

グループ名	活動内容 / 実績
犬山日本語教室 会員数 13 人	*犬山市（近隣）在住の外国をレベルに応じて日本語を指導する 4 月～3 月 毎週日曜日 10:00～11:45 実施回数 48 回程度 場所：フロイデ
犬山グッドウィルガイド 会員数 28 人	*COVID19 が落ち着くまで、ガイドは休止 （状況改善直後は、三密を避けるためお城の庭で「概略・見学ポイント」のみを説明するショートバージョンによりガイド再開。安定後は、従来のパターンと 2 通りのやり方を使い分けていく。） *勉強会 等 LINE/ZOOM/Youtube 等 ・勉強会の他、「10 分で説明する××」「お客様に喜ばれた△△」等、情報交換等。 ※対面・集合ができない中で、ICT ツールを利用した情報交換・懇親を行う。
台所からの国際交流 会員数 5 人	コロナのため活動検討中
IKひろば 会員数 10 人	コロナのため活動検討中
フロイデ応援団 会員数 17 人	コロナのため活動検討中
国際理解・協力 会員数 5 人	*IIA 総会準備サポート 5 月 15 日（土） 場所：フロイデ 看板の取り付け
姉妹都市 Davis 友好交流協会 FOD (Friends of Davis) 会員数 31 人	活動休止中
B.ブリッジズ 会員数 200 人	コロナのため活動検討中

## 令和3(2021)年度 犬山国際交流協会 予算(案)

収入の部(R3-1)

(単位:円)

科 目	予算額	見 込 内 訳	備考
1. 会費	940,000	会費 個人 1口 2,000円 × 245 家族 1口 4,000円 × 10 賛助会員(法人等)1口 5,000円 × 82	
2. 補助金	5,043,000	運営補助金	5,043,000
3. 受託金	1,057,096	国際交流推進事業委託業務	1,057,096
4. 諸収入	2,854,100	語学講座受講料 企業内日本語教室 預金利子 講演会 多文化交流カフェ 犬山ハイキング 母語教室	2,600,000 150,000 100 10000 12000 10000 72000
5. 繰越金	348,188	前年度からの繰越金	348,188
6. 繰入金	111,200		111,200 周年記念事業等積立金より
合 計	10,353,584		

支出の部(R3-2)

(単位:円)

科 目	予算額	内 訳	
1. 会議費	193,000	総会 理事会 正副会長会議	170,000 18,000 5,000
2. 受託事業費	960,996	国際交流推進事業委託業務 日本語教室開催事業 多文化共生推進員企画事業実施業務 国際交流員企画事業実施業務	960,996 493,336 286,000 181,660
3. 自主事業費	3,255,000	語学講座開催事業 企業内日本語教室 広報事業 講演会 母語教室開催事業 多言語情報発信事業 多文化交流カフェ 犬山ハイキング事業 ホームビジット 書き損じハガキ収集事業 所属ボランティア運営事業	2,700,000 150,000 25,000 45,000 170,000 90,000 35,000 15,000 10,000 1,000 14,000
4. 事務費	5,901,200	人件費 旅費 需用費 電気使用量 消耗品 役務費 電話、ファックス、インターネット料 電話リース料 備品購入費 使用料及び賃借料 事務所賃借料 コピー機リース料 コピー料金 研修費 負担金	5,020,000 30,000 55,000 270,000 10,000 400,000 5,000 111,200
5. 繰出金	0	周年記念事業等積立金	0
6. 予備費	43,388		0
合 計	10,353,584		

※ 各科目の予算額は、各科目間において流用することができる。

令和3(2021)年度 在住外国人支援基金 予算(案)

令和3年4月1日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	910,780	
貸付金返金	0	貸付人数1人
利息	8	
合計	910,788	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
貸付金	0	
合計	0	

(単位:円)

差引き収支	910,788	
-------	---------	--

令和3(2021)年度 犬山国際交流協会周年記念事業等特別積立金 予算(案)

令和3年4月1日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	731,283	
繰入金	0	
利息	6	
合計	731,289	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
負担金	111,200	賃借料として
合計	111,200	

(単位:円)

差引き収支	620,089	
-------	---------	--

## 犬山国際交流協会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この協会は、犬山国際交流協会（INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION「IIA」と称す。）という。

#### (事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を愛知県犬山市松本町4丁目21番地に位置する犬山市民交流センター「フロイデ」内に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この協会は、犬山市における多文化共生と国際理解の推進に資する事業活動を推進するとともに、犬山市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、組織的な国際交流活動を展開することを目的とする。

#### (事業活動の種類)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 国際交流を推進する活動
- (2) 国際理解を深める活動
- (3) 多文化共生を図る活動
- (4) 情報発信と広報の推進を図る活動

#### (事業)

第5条 この協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犬山市から受託した事業
- (2) 自主事業
- (3) 所属ボランティア組織による活動
- (4) 連携団体との共同活動
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人（家族会員を含む。）
- (2) 賛助会員 この協会の事業に賛助する法人等

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、次に掲げる年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（個人） 一口 2,000円
- (2) 正会員（家族会員） 一口 4,000円
- (3) 賛助会員（法人等） 一口 5,000円以上随意の金額

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会が定める会則、規程等に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、会長の提案を受け、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この協会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この協会の経理及び財産状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この協会の業務、経理若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は犬山市所轄部局に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認める場合には、総会の招集を請求すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの協会の経理若しくは財産の状況について、理事に意見を述べ、又

は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、通常総会までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を割り込んだときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

2 役員が職務を執行するために特別な経費を要した場合は、それを弁償することができる。

(顧問)

第20条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の推薦によりこれを委嘱する。

3 顧問は、協会の業務に関して特に重要と認める事項について、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この協会に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免し、雇用契約を交わすとともに、別に定める待遇、服務規程等に従わなければならない。

## 第5章 総会

(種別)

第22条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動費予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動費決算

(6) 役員を選任又は解任

(7) 会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 正会員は、各々1個の表決権を有する。ただし正会員のうち家族会員については家族で1個の表決権とする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会長、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会



(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 会長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 会費
  - (3) 寄附金品
  - (4) 財産から生じる収入
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入
- (資産の区分)

第41条 この協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する法律（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める資産条項に準ずるものとする。

(資産の管理)

第42条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この協会の会計は、特定非営利活動に係る法第27条各号に掲げる原則に準じて行い、公益性を遵守する。

(会計の区分)

第44条 この協会の会計は、通常会計と特別会計（基金を含む）で構成する。

(事業計画及び活動費予算)

第45条 この協会の事業計画及びこれに伴う活動費予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じ、重要な変更を行う事態が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会開催が困難な場合には、会長の責任のもとで、理事会の決議をもって総会の議決に代えることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この協会の事業報告書、活動費計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、募金活動、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 会則の変更、解散及び合併

### (会則の変更)

第52条 この協会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

### (解散)

第53条 この協会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

2 前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第54条 この協会が解散したときに残存する財産は、理事会の議決を経て、会長がこれを定め、犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

### (合併)

第55条 この協会が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第56条 この協会の公告は、この協会の掲示場に掲示するとともに、犬山市広報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (雑則)

第57条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 附 則

この会則は、平成24年7月7日から施行する

### 附 則

この会則は、平成25年6月15日から施行する。

### 附 則

この会則は、令和2年6月27日から施行し、令和2年4月1日から適応する。